【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年６月27日
【会社名】	株式会社 東研
【英訳名】	TOHKEN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　春山 安成
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目７番１号
【電話番号】	03(5325)4321(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長　大 類　隆 義
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目７番１号
【電話番号】	03(5325)4321(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長　大 類　隆 義
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 357,400,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目８番16号）

１　【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、当社において不適切な会計処理が行われていたとの疑義が生じたことを受け、社内調査委員会及び第三者による外部調査委員会を設置し、調査を行ってまいりました。調査の結果、有価証券報告書の縦覧期間である５年、平成18年４月期中間期から平成23年４月期第３四半期に亘り財務諸表等の訂正を行い、有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書並びに内部統制報告書の訂正報告書を関東財務局長宛提出しております。

平成18年４月期中間期から平成23年４月期第３四半期までの有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書並びに内部統制報告書の訂正報告書を関東財務局長へ提出したことに伴い、平成21年12月４日に提出した有価証券届出書に訂正すべき事項が生じたため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

２　【訂正事項】

第四部 組込情報

３　【訂正箇所】

訂正箇所については＿＿＿線を表示しております。

第四部　【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 （第39期）	自 平成20年５月１日 至 平成21年４月30日	平成21年７月30日 関東財務局長に提出
有価証券報告書 の訂正報告書	事業年度 （第39期）	自 平成20年５月１日 至 平成21年４月30日	平成21年９月３日 関東財務局長に提出
第２四半期報告書	事業年度 （第40期）	自 平成21年５月１日 至 平成21年10月31日	平成21年12月４日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織（ＥＤＩＮＥＴ）を使用したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）Ａ４－１に基づき本書の添付書類としております。

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 （第39期）	自 平成20年５月１日 至 平成21年４月30日	平成21年７月30日 関東財務局長に提出
有価証券報告書 の訂正報告書	事業年度 （第39期）	自 平成20年５月１日 至 平成21年４月30日	平成21年９月３日 関東財務局長に提出
有価証券報告書 の訂正報告書	事業年度 （第39期）	自 平成20年５月１日 至 平成21年４月30日	平成23年６月20日 関東財務局長に提出
第２四半期報告書	事業年度 （第40期）	自 平成21年５月１日 至 平成21年10月31日	平成21年12月４日 関東財務局長に提出
第２四半期報告書 の訂正報告書	事業年度 （第40期）	自 平成21年５月１日 至 平成21年10月31日	平成23年６月20日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織（ＥＤＩＮＥＴ）を使用したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）Ａ４－１に基づき本書の添付書類としております。

独立監査人の監査報告書

平成23年６月20日

株式会社東研
　取締役会 御中

霞が関監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　小 林　　和 夫　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　遠 藤　　今朝夫　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東研の平成19年５月１日から平成20年４月30日までの連結会計年度に係る連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東研及び連結子会社の平成20年４月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

１　有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の２第１項の規定に基づき連結財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の連結財務諸表について監査を行った。

２　「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

３　「会計処理の変更」に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より、売上高の計上基準を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※１　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
　２　連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年６月20日

株式会社東研
　取締役会 御中

霞が関監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　小 林　　和 夫　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　遠 藤　　今朝夫　㊞

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東研の平成20年５月１日から平成21年４月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東研及び連結子会社の平成21年４月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の２第１項の規定に基づき連結財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の連結財務諸表について監査を行った。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社東研の平成21年４月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社東研が平成21年４月30日現在の財務報告に係る内部統制は重要な欠陥があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

１　内部統制報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の４の５第1項の規定に基づき内部統制報告書を訂正している。当監査法人は訂正後の内部統制報告書について監査を行った。

２　内部統制報告書の訂正報告書に記載されているとおり、全社的な内部統制、全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制及び販売の業務プロセスに関する内部統制に重要な欠陥があり、会社は連結財務諸表の訂正を行った。この結果、必要な修正はすべて訂正後の連結財務諸表に反映されており、財務諸表監査に及ぼす影響はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※１　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
２　連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年６月20日

株式会社東研
　取締役会 御中

霞が関監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　小 林　　和 夫　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　遠 藤　　今朝夫　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東研の平成19年５月１日から平成20年４月30日までの第38期事業年度に係る財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東研の平成20年４月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

１　有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の２第１項に規定に基づき財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の財務諸表について監査を行った。

２　「重要な会計方針」に記載されているとおり、会社は当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

３　「会計処理の変更」に記載されているとおり、会社は当事業年度より、売上高の計上基準を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※１　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
２　財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年６月20日

株式会社東研
　取締役会 御中

霞が関監査法人

指定社員
業務執行社員　　公認会計士　小 林　　和 夫　㊞

指定社員
業務執行社員　　公認会計士　遠 藤　　今朝夫　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東研の平成20年５月１日から平成21年４月30日までの第39期事業年度に係る財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東研の平成21年４月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の２第１項に規定に基づき財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の財務諸表について監査を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※１　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
　２　財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年６月20日

株式会社東研
　取締役会 御中

霞が関監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　小 林　和 夫　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　遠 藤　今朝夫　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社東研の平成20年５月１日から平成21年４月30日までの連結会計年度の第２四半期連結会計期間(平成20年８月１日から平成20年10月31日まで)及び第２四半期連結累計期間(平成20年５月１日から平成20年10月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東研及び連結子会社の平成20年10月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第２四半期連結会計期間及び第２四半期連結累計期間の経営成績並びに第２四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の４の７第４項の規定に基づき四半期連結財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の四半期連結財務諸表について四半期レビューを行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1　上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2　四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年６月27日

株式会社東研
　取締役会　御中

監査法人和宏事務所

代表社員
業務執行社員　公認会計士　髙 木　快 雄　㊞

代表社員
業務執行社員　公認会計士　大 嶋　豊　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社東研の平成21年５月１日から平成22年４月30日までの連結会計年度の第２四半期連結会計期間(平成21年８月１日から平成21年10月31日まで)及び第２四半期連結累計期間(平成21年５月１日から平成21年10月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東研及び連結子会社の平成21年10月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第２四半期連結会計期間及び第２四半期連結累計期間の経営成績並びに第２四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期報告書の訂正報告書の訂正理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の４の７第４項の規定に基づき四半期連結財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の四半期連結財務諸表について四半期レビューを行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1　上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2　四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。